

東三河懇話会規約

第1章 名称及び所在地

第1条（名称及び所在地）本会は、東三河懇話会（英文名：HIGASHIMIKAWA Sustainable Development Conference）と称し、その事務所を愛知県豊橋市に置く。

第2章 目的及び事業

第2条（目的）本会は、会員相互の交流、親睦を図り、東三河地域の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するためにつきの諸事業を行う。

1. 応接室、会議室を設けて、会員の集会及び懇親の便に供するとともに、図書、その他の資料を整える。
2. 経済、社会、環境問題、地域開発、文化等に関する講演会、懇談会を開催する。
3. 会員の研究会、視察会、交流会などを開催する。
4. 会報の発行等会員への情報提供を行う。
5. 東三河地域の開発及び整備に関する諸問題についての調査研究並びに提言を行う。
6. 公益社団法人東三河地域研究センターと共同して、諸事業を展開する。
7. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 会 員

第4条（会員）本会の会員は、次の4種とする。

(1) 法人会員 (2) 個人会員 (3) 特別会員 (4) 推薦会員

第5条（入会）入会希望者は、常任理事会の承認を得なければならない。

第6条（義務）本会に入会の許諾を得たものは、別に定める会費を納めなければならない。

2. 会費の額は、総会においてこれを定める。
3. 既納の入会金及び月会費は、返還しない。

第7条（権利）会員は、本会の諸施設を利用し、本会の主催、又は、関係する催しものに参加することが出来る。

2. 特別会員、推薦会員は、前項に準ずる待遇を受ける。但し、総会に出席して議決権を行使すること及び本会役員に就任することはできない。
3. 会員の同伴者は、本会の諸施設を利用することができる。但し同伴者が4名を超える場合は、事務局の承諾を得なければならない。

第8条（資格の喪失）会員の資格は次の事由により失われる。

1. 退 会
2. 除 名
3. 死 亡

第9条（退会）会員は退会しようとするときは、書面をもって届出なければならない。

第10条（権利の喪失）会員の資格を失ったものは、本会及び本会の資産に対してその権利を失う。

第11条（除名）会員が次の各号の1つに該当するときは、理事会の議決により、除名することができる。

1. 本会の名誉を毀損したとき
2. 本会に不利な行為があると認められたとき。
3. 本会に納付すべき諸経費が3ヶ月以上滞納したとき。

第12条（資格の譲渡）会員が転任その他やむを得ない事由により退会する場合は、常任理事会の承認した後任者又は、適当なものに会員としての資格を譲渡することができる。

第4章 役 員

第13条（役員）本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
専任理事	3 名以内
常務理事	1 名
監 事	3 名

第14条（任期）役員任期は2年とする。

2. 役員任期満了の場合において、その後任者の就任するまでは、ひきつづきその職務を行うものとする。

第15条（選任）理事、監事は、会員中から総会において選任する。

2. 会長、副会長、常任理事は理事の内から互選する。
3. 専任理事は理事会の議を経て会長がこれを任命する。
4. 常務理事は会長が総会に諮って選任する。

第16条（職務）会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、予め定められた順序に従い、その職務を代行する。
3. 専任理事は会務を掌理する。
4. 常務理事は専任理事を補佐し庶務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、本会の運営上、特に必要な重要事項を審議決定する。
6. 常任理事は、会長、副会長、専任理事、常務理事とともに常任理事会を構成し、

本会の運営上、必要な事項を審議する。

7. 監事は、業務及び会計の監査を行う。

第17条（顧問、相談役、参与）理事会の決議により、この会に顧問、相談役、参与をおくことができる。

第18条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長をおく。

2. 事務局長は会長が任命する。

第5章 会 議

第19条（招集及び議長）総会及び理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

第20条（開催）定時総会は、毎年期末後90日以内に開催し、役員の選挙、予算、決算の承認その他重要な事項を審議する。

2. 臨時総会は、理事会の決議により必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的事項を明示して請求があったとき、これを招集する。

第21条（通知）会議の招集は、日時、場所及び議案を記載し、あらかじめ文章をもって通知しなければならない。

第22条（議決）会議の議決は、出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会における議決権の行使は、1人1票とする。

第23条（代理人）会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。但し、その委任する代理人は会員であることを要する。

第24条（規約の変更）規約の変更は、会員の過半数が出席し、その過半数の同意によって決する。

第6章 資産及び会計

第25条（資産と経費）本会の資産及び経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第26条（管理）本会の資産は、理事会の定める方法により、会長がこれを管理する。

第27条（決算）本会の決算は、理事会の決議を経て、総会の承諾を得なければならない。

第28条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則 1. この規約は昭和43年10月15日から実施する。
2. 本会の運営に関する細則はこれを別に定める。
3. 第4章役員14条（任期）第1項の規約「役員任期は、2年とする」にかかわらず、昭和60年度に限り、1年とする。

（昭和46年5月7日、48年5月2日、50年5月27日、52年5月30日、54年6月5日、56年6月26日、58年6月10日、60年5月31日、63年6月21日、平成13年6月6日、平成29年6月14日一部改訂）